和泉町地区 下水道・道路整備について 🤄

日頃より地域の皆様には、本市の公共事業に対しまして格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、和泉町地区の下水道及び道路整備につきまして、現在の整備状況や今後3年間の整備予定を裏面にてお知らせ致します。

また、下水道の「受益者負担金」の概要をあわせてお知らせ致します。
今後も関係者の皆様には、事業へのご理解とご協力をお願い致します。

下水道施設課 上下水道経営課 からのお知らせ



下水道が整備された地区の皆様には、受益者負担金の納付の他に、排水設備工事費(宅地内の汚水取付管への接続工事費)及び下水道使用料のご負担をしていただくこととなります。

「受益者負担金」について

●受益者負担金とは

公共下水道が利用可能になる土地を所有している方等に、下水道建設費の一部を負担していただくものです。

受益者負担金は、土地に対して一度だけ、下水道工事の翌年度に賦課されます。

- ●対象となる土地
 - 区域内にあるすべての土地が対象です。
 - ※公共下水道への接続や家屋の有無にかかわらず対象になります。
- ●納めていただく方 区域内に土地を所有している方、または土地に対して権利を持っている方が対象です。
- ●受益者負担金額 単位負担金額(280円/㎡)×土地の面積(㎡)
- ※下水道工事を行う年度に、個別にご案内させていただきます。

道路課からのお知らせ



今後、道路整備の進捗に応じ、随時沿線の皆様へ整備内容の説明をさせていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

【お問合せ】

時間:月~金曜日(祝日を除く)

8時30分~17時15分

担 当:東松山市役所 建設部

下水道整備に関すること:下水道施設課

(電話22-1123 内線351)

受益者負担金に関すること:上下水道経営課(電話22-1123 内線232)

道路整備に関すること:道路課

(電話23-2221 内線475)



